

医薬品による健康被害救済制度について

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。(一部救済が受けられない医薬品や副作用があります)

■ 窓口

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0020.html>

■ 救済制度相談窓口

TEL : 0120-149-931

受付時間：午前 9:00～午後 5:00 / 月～金(祝日・年末年始を除く)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置

医薬品等の販売事業を行うにあたり取得する個人情報は、関係法令・ガイドライン等を遵守し適切に取扱います。